

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案について（概要）

厚生労働省保険局医療課

1. 改正の趣旨

- 健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の一部の規定が、改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 9 年 3 月 1 日（予定））に施行されることに伴い、関係省令の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 改正法において、一部保険外療養に係る保険外併用療養費の支給に係る規定を置いたことに伴い、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）において、
 - ・ 保険外併用療養費に係る領収証の記載事項、
 - ・ 療養費の支給の申請の記載事項、
 - ・ 特定疾病給付対象療養等に要した費用の額の算定に利用する情報、
 - ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）による療養補償との調整の申請における考慮事項に一部保険外療養に係る事項等を追加し、

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 33 条第 3 項に基づき一部負担金減免等証明書の交付を受けた者が保険医療機関等に当該証明書を提出すべき場合として一部保険外療養を受けようとする場合を追加する等、必要な規定の整備を行うとともに、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式及びこれによる用紙について、経過措置を設ける。
- また、改正法において、一部保険外療養及びその関連規定を創設したことに伴い、条項ずれ等への対応のための規定の整理を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 8 項（第 86 条第 5 項において準用する場合に限る。）及び第 207 条

- 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 2 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 3 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 4 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 6 項第 1 号並びに第 7 項第 1 号イ、ロ及びハ並びに第 2 号ロ、ハ及びニ
- 船員保険法第 61 条第 6 項（第 63 条第 5 項において準用する場合に限る。）、第 66 条及び第 155 条
- 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号）第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 2 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 3 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 4 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 6 項第 1 号並びに第 7 項第 1 号イ、ロ及びハ並びに第 2 号ロ、ハ及びニ
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 52 条第 5 項（第 53 条第 4 項において準用する場合に限る。）
- 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 3 項第 1 号、第 2 号並びに第 3 号、第 4 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 5 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 7 項第 1 号並びに第 8 項第 1 号イ、ロ及びハ並びに第 2 号ロ、ハ及びニ
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）第 4 条第 2 項及び第 5 条第 8 項
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 69 条第 1 項、第 74 条第 7 項（第 76 条第 7 項において準用する場合に限る。）、第 82 条第 6 項及び第 7 項、第 166 条
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号、第 2 項第 2 号、第 3 号並びに第 4 号並びに第 5 項第 1 号ロ、ハ及びニ並びに第 2 号ロ、ハ及びニ

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 9 年 3 月 1 日（予定））